

個人事業者等に対する安全衛生対策について（各論②－１）

第164回安全衛生分科会資料

今後の検討の進め方

論点1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）

- 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等
- 個人事業者自身による措置のあり方
- 注文者（発注者）による措置のあり方
- 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方

安衛法上どのように「個人事業者等」
を位置付けるのか

【総論①】

労働安全衛生法上の「個人事業者等」
の範囲

【総論②】

労働安全衛生法で「個人事業者等」を
保護し、又は規制するに当たっての考え方

措置主体に応じて具体的内容
を検討してはどうか

【各論①】

個人事業者等自身
でコントロール可能な
災害リスクへの対策

【各論②】

個人事業者等自身でコントロール不可能な
災害リスクへの対策

- (1) 注文者（発注者）による措置のあり方
- (2) 発注者以外の災害リスクを生み出す者
等による措置のあり方

【各論③】

その他（【各論①】、
【各論②】の実行性を
高めるための取組等）

【各論②】 個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策（その1）

【注文者の責務の範囲の明確化】 《個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書（抄）》

- 安衛法第3条第3項の規定は、建設工事の注文者に限定されたような規定となっていることから、建設工事以外の注文者にも広く適用される趣旨を明確にすることとする。
- 無理な工期・納期の設定（変更含む。）や当初予定していなかった条件の注文後の付与等は安衛法第3条第3項の趣旨にそぐわないものである旨を明確にすることとする。
- 注文者による措置は、保護対象となる者の直近上位の注文者だけでなく、災害リスクをコントロールすることができる権限を有する者に対しても措置を求めることを明確にすることとする（略）。
- 注文者が仕事を注文する際には、
 - ① 作業場所を指定する場合
 - ② 作業方法を指定する場合
 - ③ 作業に使用する機械・設備を指定する場合
 - ④ 作業に使用する原材料等を指定する場合があるなど、作業上の安全衛生への注文者の影響力は一律ではないため、注文者の関与の状況を踏まえ、具体的措置内容を明確化することとする。
- 国は、発注者となりうる個人や一般消費者に対し、仕事を注文する場合には、自らの発注条件が受注者の安全や健康に影響を及ぼす可能性があること（厳しい条件による発注は控えるべきこと）及び安全衛生に要する経費は必須のものであると意識啓発を図ることとする。
- 運送業や短期間で行われる建設工事のように、発注ごとに作業場所や作業環境が異なり、作業時にはじめて具体的な状況が分かるような職種については、①作業場所を管理する者に適切な作業環境の確保を求める、②発注者が作業場所を管理する者と協議し、あらかじめ作業内容や作業条件を契約時に明示するなどの対応を関係者に求めることとする。

【注文者の責務の範囲の明確化】

《論点》

- 労働安全衛生法第3条第3項の「建設工事の注文者等」には、建設工事以外の注文者も含まれることは解釈上明確にしているが、その旨を規定上も明確にするべきか。
- 無理な工期・納期の設定や当初予定していなかった条件の注文後の付与等は安衛法第3条第3項の趣旨にそぐわないものである旨をどのように明確にするべきか。
- 同条の「注文者等」は、保護対象となる者の直近上位となる注文者だけでなく、災害リスクをコントロールすることができる権限を有する注文者も含まれることをどのように明確にするべきか。
- 注文者に求める具体的措置は、作業上の安全衛生への注文者の関与の状況を踏まえ、どのような方法で明確にするべきか。
- 発注者となりうる個人や一般消費者が仕事を注文する場合には、自らの発注条件が受注者の安全や健康に影響を及ぼす可能性があること及び安全衛生に要する経費は必須のものであると国はどのように意識啓発をすべきか。
- 運送業や短期間で行われる建設工事のような、作業時にはじめて具体的な状況が判るような職種については、注文者は作業場所を管理する者等にどのような対応を求めるべきか。

参照条文－労働安全衛生法（事業者等の責務）

第3条（1、2略）

- 3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

解釈例規（安衛法第3条第3項の「注文者等」・「工期等」の範囲）

昭和47年9月18日付け基発第602号（抄）

- 2 第3項の「建設工事の注文者等」には、建設工事以外の注文者も含まれること。
3 第3項の「工期等」には、工程、請負金の費目等が含まれるものであること。

【注文者の責務の範囲の明確化】

論点

- 労働安全衛生法第3条第3項の「建設工事の注文者等」には、建設工事以外の注文者も含まれることは解釈上明確にしているが、その旨を規定上も明確にするべきか。
- 無理な工期・納期の設定や当初予定していなかった条件の注文後の付与等は安衛法第3条第3項の趣旨にそぐわないものである旨をどのように明確にするべきか。
- 同条の「注文者等」は、保護対象となる者の直近上位となる注文者だけでなく、災害リスクをコントロールすることができる権限を有する注文者も含まれることをどのように明確にすべきか。

対応案

- 建設工事以外の注文者にも工期等について配慮を求めることが必要であることから、同条の条文が建設業に限らず全ての注文者が対象である旨を規定上も明確にしてはどうか。
- 無理な工期・納期の設定や当初予定していなかった条件の注文後の付与等は安衛法第3条第3項の趣旨にそぐわないものである旨はガイドライン等で明確にしてはどうか。
- 安衛法第3条第3項は、全ての注文者が対象であり、注文した仕事を直接請け負った請負人が行う場合に限らず、数次請負契約によって行われる場合についても、注文した仕事について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない趣旨である旨をガイドライン等で明確にしてはどうか。

【注文者の責務の範囲の明確化】

論点

- 注文者に求める具体的措置は、作業上の安全衛生への注文者の関与の状況を踏まえ、どのような方法で明確にするべきか。
- 発注者となりうる個人や一般消費者が仕事を注文する場合には、自らの発注条件が受注者の安全や健康に影響を及ぼす可能性があること及び安全衛生に要する経費は必須のものであると国はどのように意識啓発をすべきか。
- 運送業や短期間で行われる建設工事のような、作業時にはじめて具体的な状況が判るような職種については、注文者は作業場所を管理する者等にどのような対応を求めべきか。

対応案

- 注文した仕事の安全衛生の確保を図る上で、注文者による対応に加え、適切な作業環境の確保や作業内容、作業条件等をあらかじめ明確にしておくなど、注文に当たって安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないようにするために注文者が作業場所を管理する者等に対して求めることが必要な措置の内容等をガイドライン等で示し、関係者に周知・啓発を図ることとしてはどうか。

【各論②】 個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策（その2）

【建設業等における混在作業現場における連絡調整】 《個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書（抄）》

- 安衛法第30条（建設業、造船業）及び第30条の2（製造業）に基づく混在作業による労働災害を防止するための統括管理の対象には「個人事業者等自身」が対象に含まれることが規定上明確になっていないが、現場における統括管理の実態や災害発生状況を踏まえ、これを明確化することとする。

《前回からの継続検討事項》

【建設業等の混在作業現場における個人事業者等の対応】 《個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書（抄）》

- 安衛法第30条（建設業、造船業）及び第30条の2（製造業）に基づく混在作業による労働災害を防止するための統括管理の対象に「個人事業者等自身」が含まれることを明確化することに併せて、元方事業者が講ずる措置に関して安衛法第32条に規定する請負人が講ずべき措置について、個人事業者等も同条の措置を実施する必要がある旨を明確化することとする。

《論点》

- 安衛法第30条（建設業、造船業）及び第30条の2（製造業）に基づく混在作業による労働災害を防止するための統括管理の対象として、「個人事業者等」をどのように位置づけることが適当か。
- 建設業等における混在作業において、個人事業者等が講ずべき措置（元方事業者が講ずる措置に関して関係請負人が講ずべき措置等）については、安衛法第32条に基づき関係請負人や労働者に実施が義務付けられているものと同一としてよいか。
- 上記の措置についての罰則のあり方についてどのように考えるべきか。

【建設業等における混在作業現場における連絡調整】

関連用語の定義

| | |
|---------|---|
| 元方事業者 | 事業者で、一の場所において行う事業の一部を請負人に請け負わせているもののうち最先次の注文者【法第15条】 |
| 特定元方事業者 | 元方事業者のうち、建設業又は造船業の事業を行う者【法第15条】 |
| 発注者 | 事業者で、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者【法第30条】 |
| 注文者 | 仕事を他の者に注文している者【安衛法上の定義なし】 |
| 請負人 | 注文者から仕事を請け負う者【安衛法上の定義なし】 |
| 関係請負人 | 元方事業者の当該事業の仕事が数次の請負契約によって行われるときの全ての請負人【法第15条】 |
| 一の場所 | 請負契約関係にある数個の事業によって仕事が相関連して混在的に行われる各作業現場ごとに扱われるもの【法第15条解釈例規】 |
| 混在作業 | 指揮命令系統の異なる労働者が安全上相関連して混在的に行われる各作業のことで、一の場所に異なる事業者の労働者がそれぞれの事業者の指揮系統で同時に行う作業状態【安衛法上の定義なし】 |
| 統括管理 | 建設業、造船業及び製造業の事業場における混在作業から発生する労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を指名し、協議組織の設置、作業間の連絡調整、作業場所の巡視等の特定元方事業者として作業現場を管理すること【法第15条、第30条】 |

【建設業等における混在作業現場における連絡調整】

論点

- 安衛法第30条（建設業、造船業）及び第30条の2（製造業）に基づく混在作業による労働災害を防止するための統括管理の対象として、「個人事業者等」をどのように位置づけることが適当か。

対応案

- 個人事業者等であっても、元方事業者が統括管理する「一の場所」において混在作業を行う場合には、「混在作業による労働災害」に影響を及ぼすおそれがあることから、規定上、混在作業における元方事業者の統括管理の対象に含まれることを明確にしてはどうか。

論点

- 建設業等における混在作業において、個人事業者等が講ずべき措置（元方事業者が講ずる措置に関して関係請負人等が講ずべき措置）については、安衛法第32条に基づき関係請負人や労働者に実施が義務付けられているものとしてよいか。
- 上記の措置についての罰則のあり方についてどのように考えるべきか。

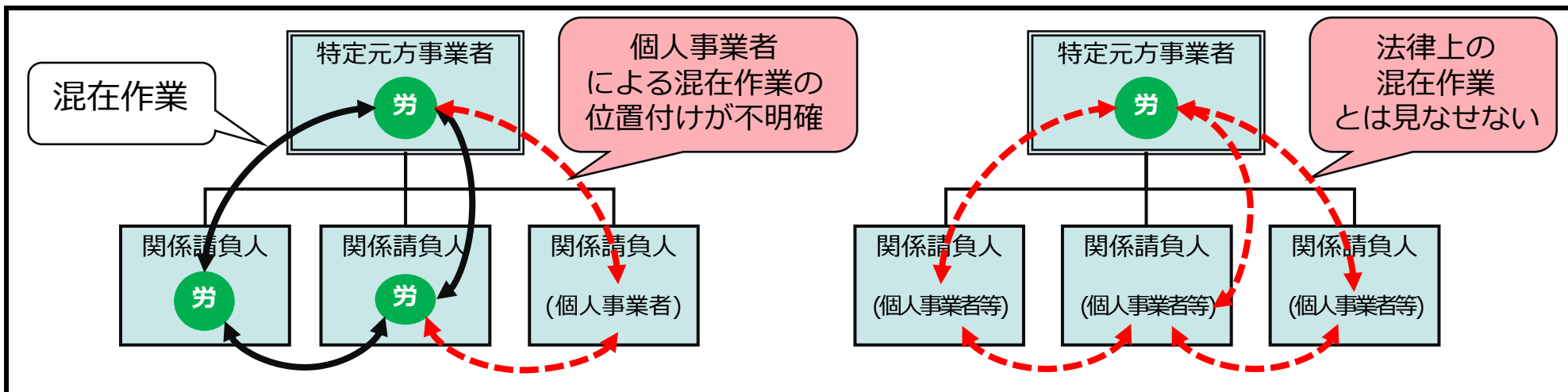
対応案

- 義務付けられた措置を遵守しなかったことにより、混在作業時に周囲の労働者に対しても被害が及ぶ可能性があることから、個人事業者等が講ずべき措置については、関係請負人や労働者に実施が義務付けられているものとしてどうか。
- また、義務付けられた措置を実施しなかったことに関する被害の程度は、関係請負人や労働者が労働者保護の観点から講ずべき措置を怠った場合と同様であることを踏まえれば、罰則についても関係請負人や労働者に対するものと同等のものとしてどうか。

【建設業等における混在作業現場における連絡調整】

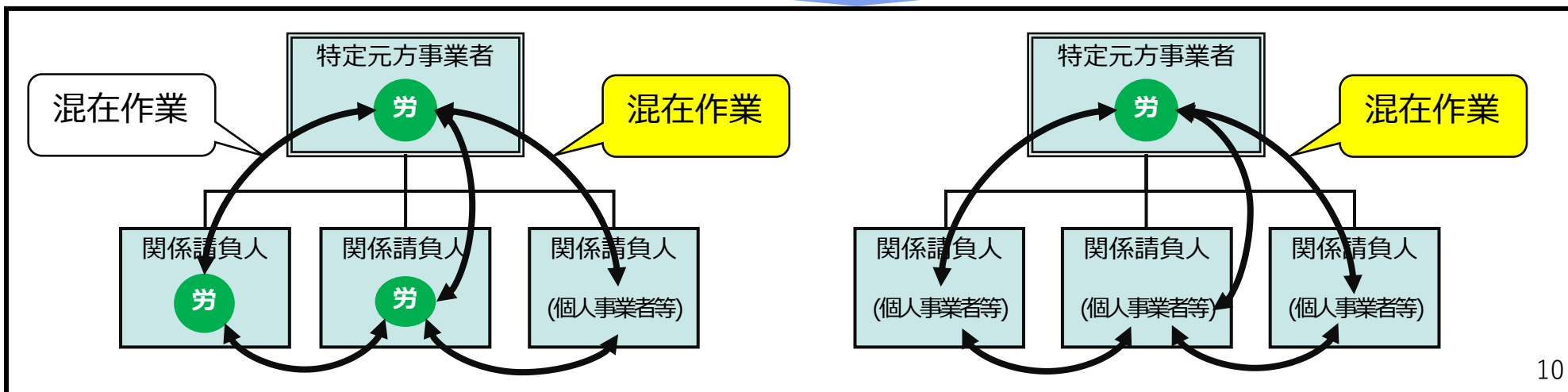
- 現行の安衛法第30条及び第30条の2においては、「一の場所」において、個人事業者等である請負人が作業を行う場合の位置付けが不明確であり、現場における統括管理の実態との乖離がみられる

《現行》



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

《見直し後》



【建設業等における混在作業現場における連絡調整】

災害事例（統括管理における連絡調整が十分ではないため発生したと推定される災害）

事例1 建築工事における墜落災害

災害発生年：令和2年

被災者：一人親方等

被災の程度：死亡

災害の概要：ゴミ処理施設建築工事において、建築物に取り付けられた手すりを乗り越えようとして体重を預けたところ、仮付け溶接だったため手すりが外れ被災者が墜落したもの

災害の原因：手すりを設置した発注者側から請負業者に対して手すりが仮付けである旨の情報共有が不足していたこと等

出典：厚生労働省調べ

事例2 重機の操作中における激突災害

災害発生年：令和3年

被災者：一人親方等

被災の程度：死亡

災害の概要：建設工事において、ドラグ・ショベルのバケット部分のフックを引き出す作業を行っていたところ、これに気付かず後進してきたダンプトラックが被災者に激突したもの

災害の原因：作業場内における関係請負人の作業状況を共有するなどの情報共有が不足していたこと等

出典：厚生労働省調べ

※個人事業者等が被災者である災害は、災害報告や監督署の調査により詳細を把握したものではないため、発生概要や発生原因については推測を含む。

【建設業等における混在作業現場における連絡調整】

参照条文－労働安全衛生法（統括安全衛生責任者）

第 15 条 事業者で、一の場所において行う事業の一部を請負人に請け負わせているもの（当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負規約のうち最も先次の請負契約における注文者とする。以下「元方事業者」という。）のうち、建設業その他政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行う者（以下「特定元方事業者」という。）は、その労働者及びその請負人（元方事業者の当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。）の労働者が当該場所において作業を行うときは、これらの労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、第30条第1項各号の事項を統括管理させなければならない。ただし、これらの労働者の数が政令で定める数未満であるときは、この限りではない。

2～5 （略）

参照条文－労働安全衛生法施行令（統括安全衛生責任者を選任すべき業種等）

第 7 条 法第15条第1項の政令で定める業種は、造船業とする。

2 法第15条第1項ただし書及び第3項の政令で定める労働者の数は、次の各号に掲げる仕事の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 ずい道等の建設の仕事、橋梁の建設の仕事（作業場所が狭いこと等により安全な作業の遂行が損なわれるおそれのある場所として厚生労働省令で定める場所において行われるものに限る。）又は圧気工法による作業を行う仕事 常時30人

二 前号に掲げる仕事以外の仕事 常時50人

【建設業等における混在作業現場における連絡調整】

参照条文－労働安全衛生法（特定元方事業者等の講ずべき措置）

- 第 30 条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。
- 一 協議組織の設置及び運営を行うこと。
 - 二 作業間の連絡及び調整を行うこと。
 - 三 作業場所を巡視すること。
 - 四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと
 - 五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項
- 2 特定事業の仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。以下同じ。）で、特定元方事業者以外のものは、一の場所において行なわれる特定事業の仕事を二以上の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事に係る二以上の請負人の労働者が作業を行なうときは、厚生労働省令で定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行なう事業者であるもののうちから、前項に規定する措置を講ずべき者として一人を指名しなければならない。一の場所において行なわれる特定事業の仕事の全部を請け負った者で、特定元方事業者以外のもののうち、当該仕事を二以上の請負人に請け負わせている者についても、同様とする。
- 3 前項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。
- 4 第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第一項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、第一項の規定は、適用しない。

【建設業等における混在作業現場における連絡調整】

参照条文－労働安全衛生法（特定元方事業者等の講ずべき措置）

- 第 30 条の 2 製造業その他政令で定める業種に属する事業（特定事業を除く。）の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。
- 2 前条第二項の規定は、前項に規定する事業の仕事の発注者について準用する。この場合において、同条第二項中「特定元方事業者」とあるのは「元方事業者」と、「特定事業の仕事を二以上」とあるのは「仕事を二以上」と、「前項」とあるのは「次条第一項」と、「特定事業の仕事の全部」とあるのは「仕事の全部」と読み替えるものとする。
 - 3 前項において準用する前条第二項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。
 - 4 第二項において準用する前条第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第一項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

【建設業等における混在作業現場における連絡調整】

参照条文－労働安全衛生法（請負人の講ずべき措置等）

- 第 32 条 第三十条第一項又は第四項の場合において、同条第一項に規定する措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、これらの規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。
- 2 第三十条の二第一項又は第四項の場合において、同条第一項に規定する措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、これらの規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。
- 3 第三十条の三第一項又は第四項の場合において、第二十五条の二第一項各号の措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、第三十条の三第一項又は第四項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。
- 4 第三十一条第一項の場合において、当該建設物等を使用する労働者に係る事業者である請負人は、同項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。
- 5 第三十一条の二の場合において、同条に規定する仕事に係る請負人は、同条の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。
- 6 第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項又は第三十一条の二の場合において、労働者は、これらの規定又は前各項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。
- 7 第一項から第五項までの請負人及び前項の労働者は、第三十条第一項の特定元方事業者等、第三十条の二第一項若しくは第三十条の三第一項の元方事業者等、第三十一条第一項若しくは第三十一条の二の注文者又は第一項から第五項までの請負人が第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二又は第一項から第五項までの規定に基づく措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

【建設業等における混在作業現場における連絡調整】

参照条文－労働安全衛生法（罰則）

第 120 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 3 項若しくは第 4 項、第 15 条の 2 第 1 項、第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 25 条の 2 第 2 項（第 30 条の 3 第 5 項において準用する場合を含む。）、第 26 条、第 30 条第 1 項若しくは第 4 項、第 30 条の 2 第 1 項若しくは第 4 項、第 32 条第 1 項から第 6 項まで、第 33 条第 3 項、第 40 条第 2 項、第 44 条第 5 項、第 44 条の 2 第 6 項、第 45 条第 1 項若しくは第 2 項、第 57 条の 4 第 1 項、第 59 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 61 条第 2 項、第 66 条第 1 項から第 3 項まで、第 66 条の 3、第 66 条の 6、第 66 条の 8 の 2 第 1 項、第 66 条の 8 の 4 第 1 項、第 87 条第 6 項、第 88 条第 1 項から第 4 項まで、第 101 条第 1 項又は第 103 条第 1 項の規定に違反した者

（以下略）

【各論②】 個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策（その3）

【建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整】 《個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書（抄）》

- 何らかの作業が行われる「一の場所」において、他の者により、荷の搬入・搬出作業や機械・設備のメンテナンス作業、建設工事などが混在して行われる場所について、当該場所を管理する者に対し、混在作業による労働災害を防止するための措置を義務づけることとする。具体的な措置内容は、安衛法第30条等に基づく連絡調整等を参考にガイドライン等で示すこととする。
- ※ 建設業や製造業、造船業向けの元方事業者による安全管理に関する指針を参考に実態に即した具体的実施事項を示すこととする。
- ※ 建設業や製造業、造船業の元方事業者が他業種の作業者も含めて統括管理下に置く場合は重ねて措置を講ずる必要はない旨を示すこととする。
- 混在作業に従事する者（個人事業者等含む。）にも必要な協力を求めることとする。

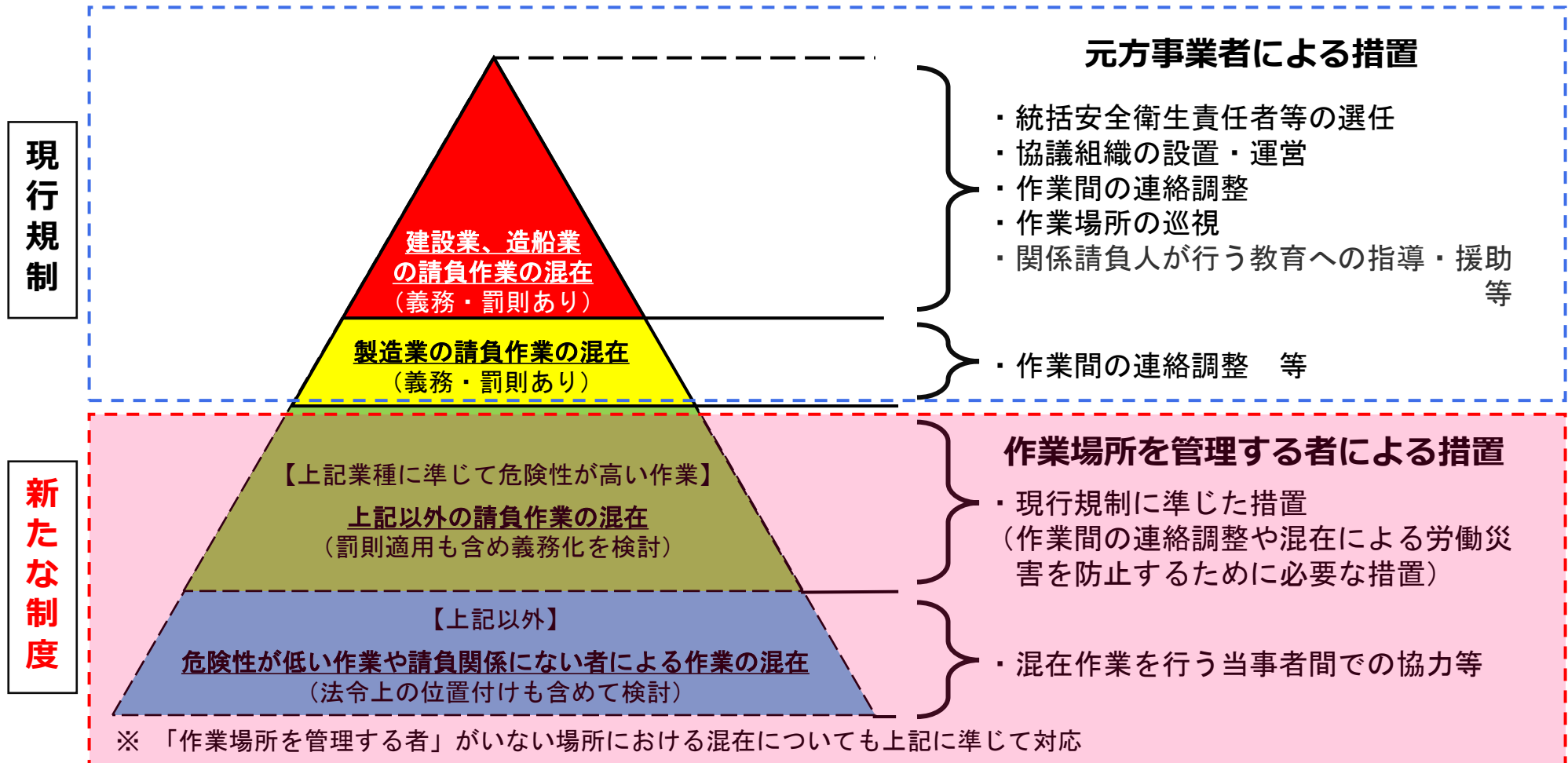
《論点》

- 「一の場所」や「当該場所を管理する者」、「混在作業に従事する者」の範囲についてどのように考えるべきか。
- 「一の場所」において行われる混在作業による労働災害を防止するために「当該場所を管理する者」や「混在作業に従事する者」が実施すべき措置内容についてどのように考えるべきか。
- 「一の場所」において行われる混在作業は、異なる事業の仕事である場合や、請負関係がない者同士である場合があるほか、相互の作業の実施に伴う危険性・有害性が大きく異なる場合があるなど、法令に基づき一律に措置を義務付けることが困難な場合が想定されるが、罰則の有無も含め、法令上の位置付けをどのように考えるべきか。

【建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整】

- 「一の場所」における混在作業による労働災害防止については、安衛法第30条（建設業、造船業）及び第30条の2（製造業）に基づき元方事業者に対する措置が義務付けられているが、今回新たに制度化を予定している措置との関係を図示すると以下のとおりとなる。

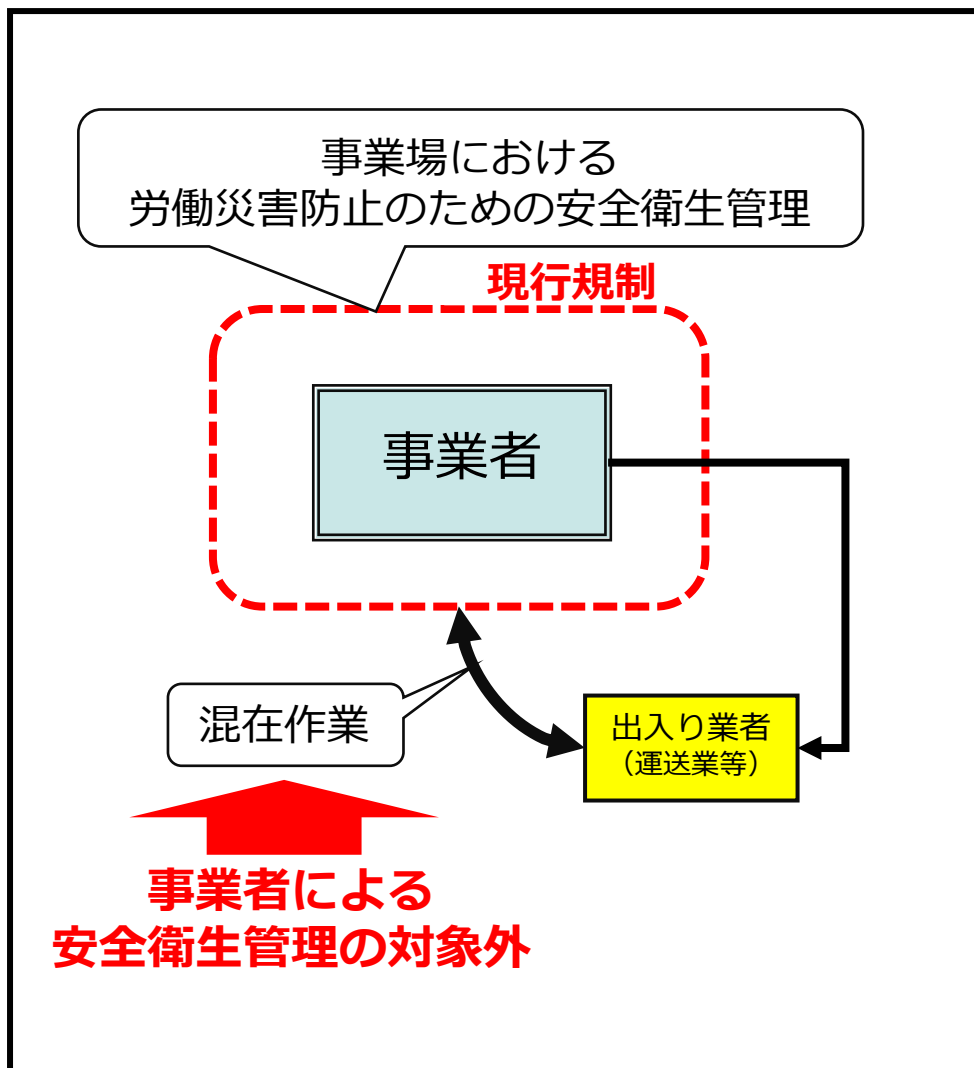
混在作業による労働災害を防止するための制度（イメージ図）



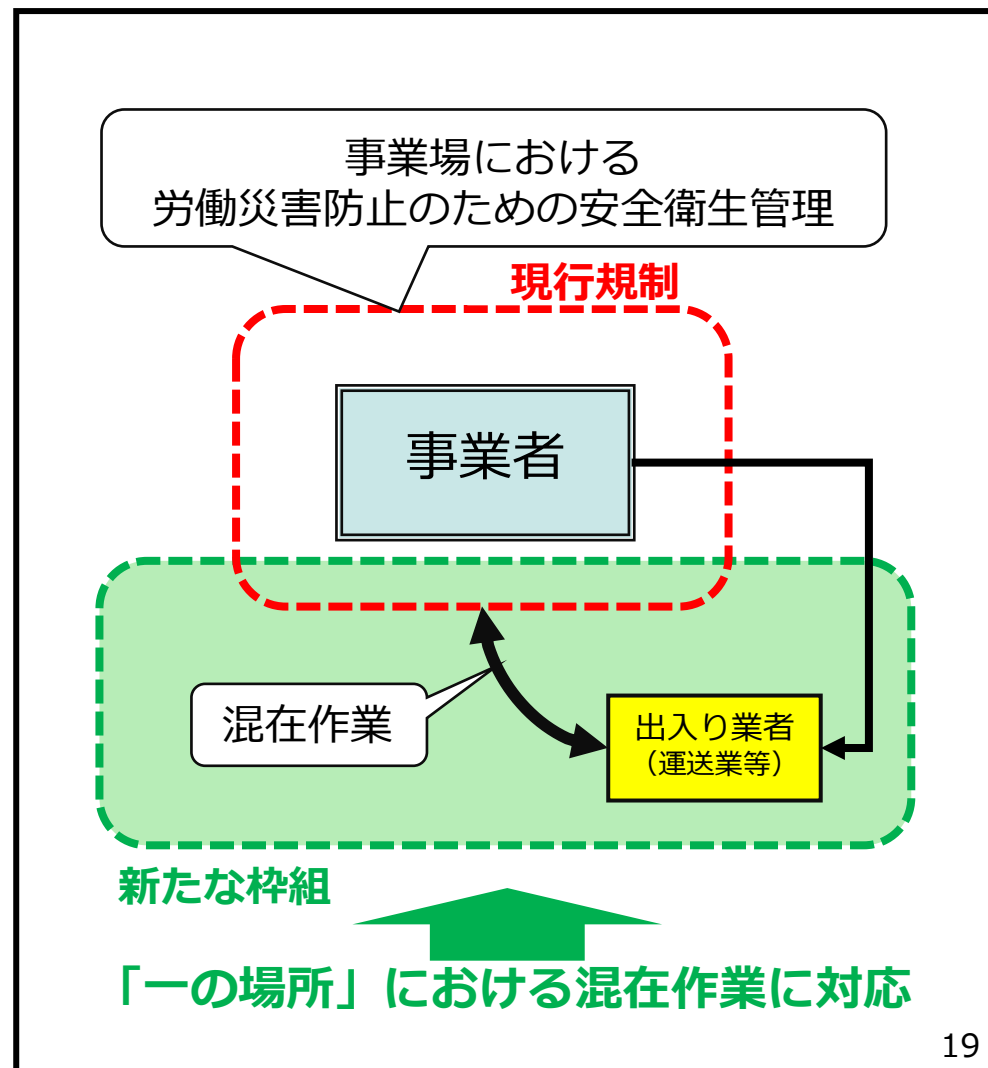
【建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整】

- 業種や仕事の枠にかかわらず、「一の場所」で行われる混在作業に着目し、混在作業場所を管理する者に一定の措置を求める枠組みを新たに創設

《現行》



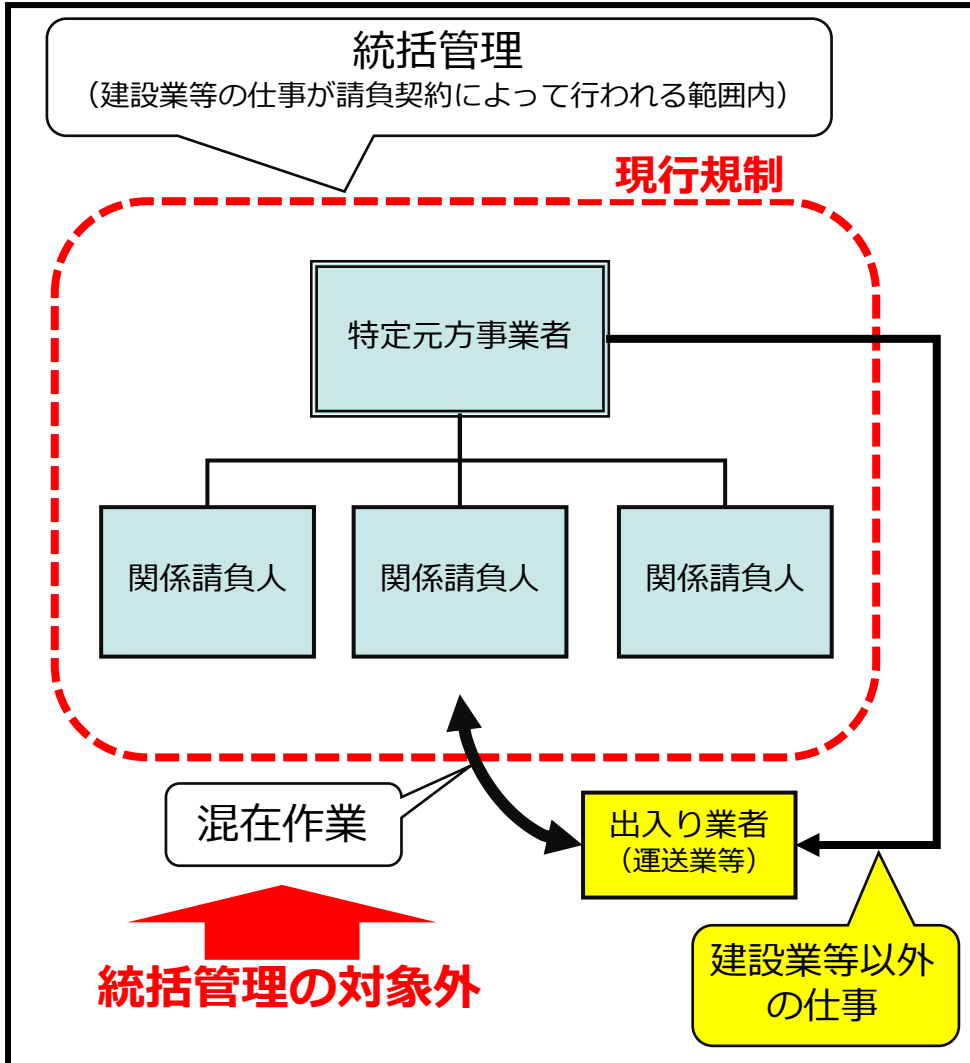
《見直し後》



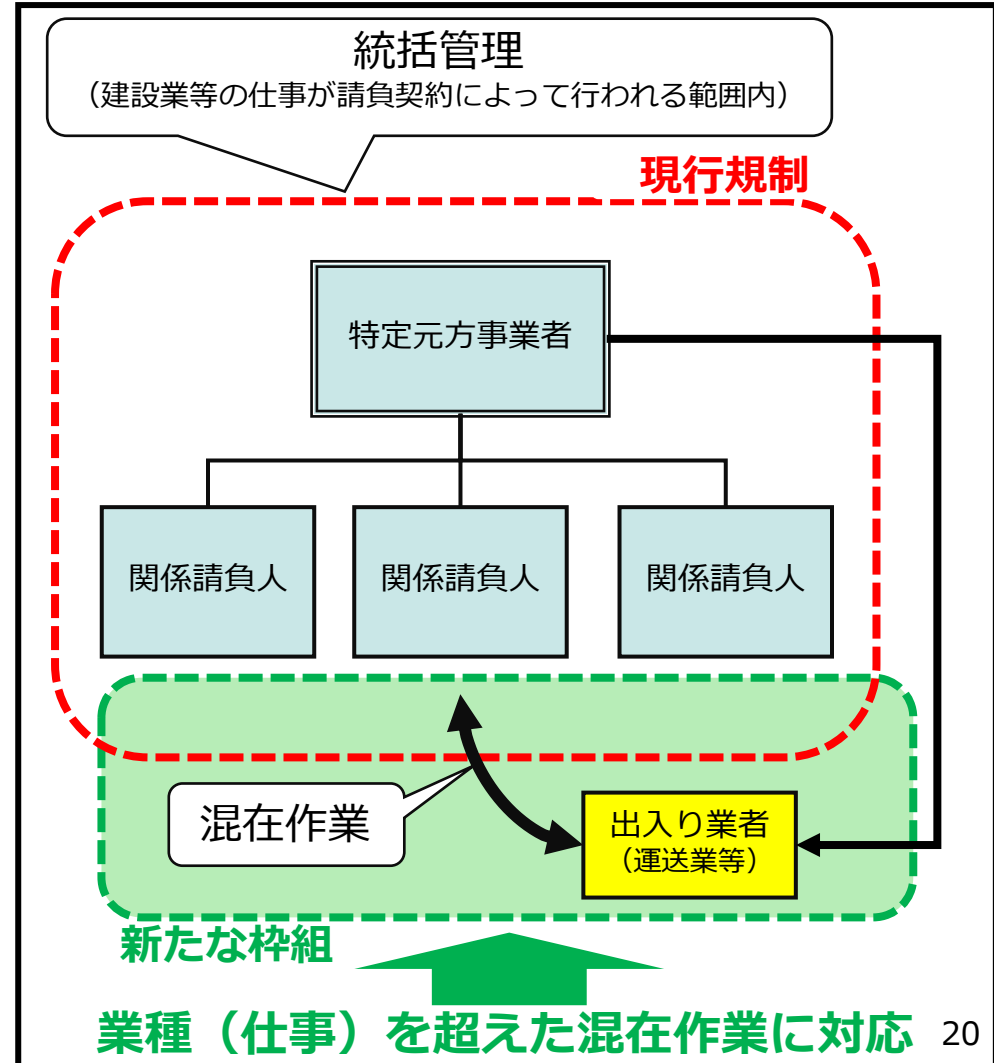
【建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整】

- 現行の安衛法第30条（建設業、造船業）及び第30条の2（製造業）では、「一の場所」において、業種（仕事）をまたがる混在作業が行われても統括管理の対象とはなっていない。

《現行》



《見直し後》



【建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整】

論点

- 「一の場所」や「当該場所を管理する者」、「混在作業に従事する者」の範囲についてどのように考えるべきか。

対応案

- 「一の場所」の範囲については、安衛法第30条や第30条の2において示されている考え方を参考に通達により解釈を示すこととしてはどうか。
- 「当該場所を管理する者」については、混在作業が行われる場所を管理し、当該場所において労働者を使用して作業を行っており、かつ、労働災害防止に必要な措置を主体的に講じ得る立場にあることが求められることから、これらの要素を全て満たす事業者とすることとしてはどうか。
- 「混在作業に従事する者」は、その場において何らかの作業に従事する者（個人事業者等を含む。）とすることとしてはどうか。また、その範囲について、安衛法第30条及び第30条の2の規定に基づく統括管理の対象との違いを明確にしてはどうか。

解釈例規（安衛法第15条第1項の「一の場所」の範囲

昭和47年9月18日付け基発第602号（抄）

「一の場所」の範囲については、請負契約関係にある数個の事業によって仕事が関連して混在的に行なわれる各作業現場ごとに「一の場所」として取り扱われるのが原則であり、具体的には、労働者の作業の混在性等を考慮して、この法律の趣旨に即し、目的論的見地から定められるものであること。

【建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整】

論点

- 「一の場所」において行われる混在作業による労働災害を防止するために「当該場所を管理する者」や「混在作業に従事する者」が実施すべき措置内容についてどのように考えるべきか。

対応案

- 「一の場所」において行われる混在作業は、特定の事業に限定されるものではなく、これに伴う労働災害のリスクや当該労働災害を防止するために必要となる措置は千差万別であることから、以下のとおりとすることとしてはどうか。
 - ① 当該場所を管理する者（事業者）が実施すべき措置は、建設業や造船業、製造業の元方事業者に義務付けられている事項を参考に、「作業間の連絡調整」等を行うべきことを法令上明確にし、その他の措置については、建設業や造船業、製造業を対象に示された元方事業者による安全管理に関する指針を参考に実態に即した内容をガイドライン等により例示する
 - ② 混在作業に従事する者が実施すべき措置は、建設業等の関係請負人に義務付けられている事項を参考に「当該場所を管理する者（事業者）が講ずる措置への協力」は法令上明確にし、その他の措置については、上記①と同様にガイドライン等により例示する

参照条文－労働安全衛生法（元方事業者等の講ずべき措置）

第 30 条の 2 製造業その他政令で定める業種に属する事業（特定事業を除く。）の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

2～4（略）

【建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整】

論
点

- 「一の場所」において行われる混在作業は、異なる事業の仕事である場合や、請負関係がない者同士である場合があるほか、相互の作業の実施に伴う危険性・有害性が大きく異なる場合があるなど、法令に基づき一律に措置を義務付けることが困難な場合が想定されるが、罰則の有無も含め、法令上の位置付けをどのように考えるべきか。

対
応
案

- 「当該場所を管理する者（事業者）」が実施すべき事項を「作業間の連絡調整」を基本とする場合、「混在作業に従事する者」が行う作業に一定程度の制約を課すことになるため、両者の間にこれを行い得る関係性（請負契約など）が存在することが必要ではないか。
- また、「当該場所を管理する者（事業者）」や「混在作業に従事する者」に法令上の義務として「作業間の連絡調整」等の実施を求める場合には、
 - ①「当該場所を管理する者（事業者）」が行う作業
 - ②「混在作業に従事する者」が行う作業それぞれについて、災害実態も踏まえて対象を限定する必要があるのではないか。
- 特に、罰則を設ける範囲については、上記の関係性（請負契約など）や混在作業による危険性（就業制限業務、危険有害業務など）を踏まえて検討する必要があるのではないか。
- 上記の関係性が連絡調整等の措置を行い得るようなものではない場合等や、災害リスクが高い作業とは言えないような場合のほか、「当該場所を管理する者（事業者）」が存在しない場合についても、作業を行う者が相互に協力し、一の場所において行われる混在作業による労働災害の防止に取り組む必要がある旨を法令やガイドラインにより明確にしてはどうか。

【建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整】

災害事例（混在作業場所での連絡調整等の不備に起因する災害）

事例1 ホッパーに巻き込まれた災害

災害発生年：令和2年

被災者：労働者

被災の程度：死亡

災害の概要：砂・砂利の運搬を請け負った会社の社員がホッパー内で作業中、運搬を発注した会社の社員がホッパーを稼働し、被災者が砂の中に引き込まれたもの。

災害の原因：機械内部で作業を行っている間に、同機械を誤って稼働させないように、発注者と請負会社との間で混在作業を防止するための連絡調整等がなされていなかったこと 等

出典：死亡災害報告

事例2 配送先での荷役作業における災害

災害発生年：令和3年

被災者：労働者

被災の程度：不明

災害の概要：配送業者の労働者である被災者がコンテナハウスを設置場所まで運搬し、トラックの荷台で玉掛け作業等を行っていたところ、コンテナハウスを設置する建設会社の労働者が操作するクレーンが荷振れし、つり上げたコンテナハウスとトラックキャブの間に挟まれたもの。

災害の原因：荷主と運送業者との間における配送先での荷役作業の作業方法が明確でなかったこと 等

出典：労働者死傷病報告

【建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整】

建設現場における元方事業者が行うべき安全管理

（「元方事業者による建設現場安全管理指針（平成7年4月21日基発第267号の2）」より）

- 1 安全衛生管理計画の作成
- 2 過度の重層請負の改善
- 3 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化等
- 4 元方事業者による関係請負人及びその労働者の把握等
- 5 作業手順書の作成
- 6 協議組織の設置・運営
- 7 作業間の連絡及び調整
- 8 作業場所の巡視
- 9 新規入場者教育
- 10 新たに作業を行う関係請負人に対する措置
- 11 作業開始前の安全衛生打合せ
- 12 安全施工サイクル活動の実施
- 13 職長会（リーダー会）の設置

【各論②】 個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策（その4）

【特定事業の仕事を自ら行う注文者の講ずべき措置】 《個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書（抄）》

- 安衛法第31条の規定について、「請負人の労働者に使用させる」、「労働者の労働災害を防止するため必要な措置」とされているが、建設物等による危険性・有害性は作業者が労働者であるか否かには関係ないため、「労働者」に限定しない（個人事業者等も対象に含まれることが明確となる）規定に見直すこととする。

【化学設備の改造等の作業に係る仕事の注文者が講ずべき措置】 《個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書（抄）》

- 安衛法第31条の2の規定について、「労働者の労働災害を防止するため必要な措置」とされているが、化学設備等やその内部に存在する化学物質による危険性・有害性は作業者が労働者であるか否かには関係ないため、「労働者」に限定しない（個人事業者等も対象に含まれることが明確となる）規定に見直すこととする。

【建設業の特定作業を自ら行う発注者等が講ずべき措置】 《個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書（抄）》

- 安衛法第31条の3の規定について、「特定作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置」とされているが、車両系建設機械等を用いた共同作業による危険は作業者が労働者であるか否かには関係ないため、「労働者」に限定しない（個人事業者等も対象に含まれることが明確となる）規定に見直すこととする。

【特定事業の仕事を行なう注文者の講ずべき措置】
【化学設備の改造等の作業に係る仕事の注文者が講ずべき措置】
【建設業の特定作業を行なう発注者等が講ずべき措置】

《論点》

- 労働安全衛生法の趣旨を踏まえれば、個人事業者等が労働者と同じ場所において、建設物等の使用（第31条）や化学設備等の改造等（第31条の2）、車両系建設機械等を用いた共同作業（第31条の3）を行う場合には、労働災害の発生に影響を及ぼすおそれがあることから、これらの規定上、個人事業者等も対象に含まれることを明確にしてはどうか。
- 個人事業者等に新たに義務付ける措置（法第31条及び第31条の2に基づき注文者が講ずべき措置に関して請負人や労働者に実施が義務付けられている措置）についての罰則のあり方についてどのように考えるべきか。
- 建設物等の使用や化学設備等の改造等、車両系建設機械等を用いた共同作業の実施に伴う、個人事業者等による災害を防止する観点から、ガイドライン等で明確にすべき事項にはどのようなものが考えられるか。

各条文が想定する場面と検討の視点

検討の視点① 法第31条は、「建設業、造船業の事業の仕事の一部を請け負わせている注文者が、下請事業者の労働者に建設物等を現場で使用させる場合」における労働災害の防止を目的としているが、関係請負人の中に個人事業者等がいる場合には、当該個人事業者等も同一の建設物等を使用する場合もあることから、そのような場合をも想定した対策の実施が必要。

検討の視点② 法第31条の2は、「一定の危険有害な化学物質を製造し、又は取り扱う設備の改造等の作業を注文する者に対して、当該作業において注意すべき事項等の情報を請負人に提供する義務を課すとともに、注文者から情報提供を受けた請負人は、その関係する情報を下請負人に通知する義務を課すこと」により労働災害の防止を目的としているが、請負人が労働者を使用しない個人事業者（労働災害の発生が想定されない）である場合であっても、当該個人事業者が労働者を使用する請負人に下請けを行うことも想定されるため、そのような場合であっても必要な情報が途切れることなく共有されるような対策の実施が必要。

検討の視点③ 法第31条の3は、「複数の事業者の労働者が一定の建設機械等を用いて仕事を行っている場合」において、当該仕事の作業に従事している全ての労働者の労働災害を防止することを目的としているが、当該建設機械等を用いた仕事に個人事業者等が加わる場合もあることから、そのような場合をも想定した対策の実施が必要。

【特定事業の仕事を自ら行う注文者の講ずべき措置】
【化学設備の改造等の作業に係る仕事の注文者が講ずべき措置】
【建設業の特定作業を自ら行う発注者等が講ずべき措置】

論点

- 労働安全衛生法の趣旨を踏まえれば、個人事業者等が労働者と同じ場所において、建設物等の使用（第31条）や化学設備等の改造等（第31条の2）、車両系建設機械等を用いた共同作業（第31条の3）を行う場合には、労働災害の発生に影響を及ぼすおそれがあることから、これらの規定上、個人事業者等も対象に含まれることを明確にしてはどうか。

対応案

- 建設物等の使用や化学設備等の改造等、車両系建設機械等を用いた共同作業による危険性・有害性は、作業者が労働者であるか否かによって変わるものではないため、対象となる者に個人事業者等も含まれることを規定上、明確にしてはどうか。

論点

- 個人事業者等に新たに義務付ける措置（法第31条及び第31条の2に基づき注文者が講ずべき措置に関して請負人や労働者に実施が義務付けられている措置）についての罰則のあり方についてどのように考えるべきか。

対応案

- 法第31条及び第31条の2に基づき注文者が講ずべき措置に関して個人事業者等が講ずべき措置を実施しなかったことに関する被害の程度は、請負人や労働者が労働者保護の観点から講ずべき措置を怠った場合と同様であることを踏まえれば、罰則についても、請負人や労働者に対するものと同等のものとしてはどうか。

【特定事業の仕事を自ら行う注文者の講ずべき措置】
【化学設備の改造等の作業に係る仕事の注文者が講ずべき措置】
【建設業の特定作業を自ら行う発注者等が講ずべき措置】

論点

- 建設物等の使用や化学設備等の改造等、車両系建設機械等を用いた共同作業の実施に伴う、個人事業者等による災害を防止する観点から、ガイドライン等で明確にすべき事項にはどのようなものが考えられるか。

対応案

- 労働者とは異なる場所において、建設物等の使用や化学設備等の改造等、車両系建設機械等を用いた共同作業が行われる場合であっても、個人事業者等の災害を防止する観点から、同様の措置を実施することが望ましい旨をガイドライン等で示すこととしてどうか。

災害事例（注文者が設置する建設物等の使用等に起因する災害）

事例1 足場板が抜け落ちた墜落災害

災害発生年：令和元年

被災者：一人親方等

被災の程度：死亡

災害の概要：足場に乗って作業をしていたところ、足場の床材が抜け落ち、足場板とともに墜落した。

災害の原因：作業者に使用させる足場について、強度が十分な足場の床材を使用する又は床材を足場に適切に固定するなどの必要な措置が講じられていなかったこと等

出典：厚生労働省調べ

事例2 炉内作業における飛来・落下災害

災害発生年：令和4年

被災者：一人親方等

被災の程度：死亡

災害の概要：炉内の高圧洗浄作業中、被災者が炉内のマンホールに頭部を入れて炉内下部を見下ろした際に、炉の上部に付着していた灰の塊が頭部に落下したものの。

災害の原因：炉の上部にある灰の塊等落下のおそれのある危険箇所等を調査し、あらかじめ除去する、落下物が通過する危険性を作業者に周知するなどの措置を講じていなかったこと等

出典：厚生労働省調べ

【特定事業の仕事を行なう注文者の講ずべき措置】
【化学設備の改造等の作業に係る仕事の注文者が講ずべき措置】
【建設業の特定作業を行なう発注者等が講ずべき措置】

参照条文－労働安全衛生法（注文者の講ずべき措置）

第 31 条 特定事業の仕事を行なう注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事が多次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第三十一条の四において同じ。）の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、当該事業の仕事が多次の請負契約によつて行なわれることにより同一の建設物等について同項の措置を講ずべき注文者が二以上あることとなるときは、後次の請負契約の当事者である注文者については、適用しない。

第 31 条の 2 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の注文者は、当該物について、当該仕事に係る請負人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第 31 条の 3 建設業に属する事業の仕事を行なう二以上の事業者の労働者が一の場所において機械で厚生労働省令で定めるものに係る作業（以下この条において「特定作業」という。）を行なう場合において、特定作業に係る仕事を行なう発注者又は当該仕事の全部を請け負った者で、当該場所において当該仕事の一部を請け負わせているものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所において特定作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定により同項に規定する措置を講ずべき者がいないときは、当該場所において行われる特定作業に係る仕事の全部を請負人に請け負わせている建設業に属する事業の元方事業者又は第三十条第二項若しくは第三項の規定により指名された事業者で建設業に属する事業を行なうものは、前項に規定する措置を講ずる者を指名する等当該場所において特定作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な配慮をしなければならない。

参照条文－労働安全衛生法（罰則）

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、（略）の規定に違反した者

（以下略）

【特定事業の仕事を行なう注文者の講ずべき措置】
【化学設備の改造等の作業に係る仕事の注文者が講ずべき措置】
【建設業の特定作業を行なう発注者等が講ずべき措置】

参照条文－労働安全衛生法（請負人の講ずべき措置等）

第 32 条（1～3 略）

- 4 第三十一条第一項の場合において、当該建設物等を使用する労働者に係る事業者である請負人は、同項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。
- 5 第三十一条の二の場合において、同条に規定する仕事に係る請負人は、同条の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。
- 6 第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項又は第三十一条の二の場合において、労働者は、これらの規定又は前各項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。
- 7 第一項から第五項までの請負人及び前項の労働者は、第三十条第一項の特定元方事業者等、第三十条の二第一項若しくは第三十条の三第一項の元方事業者等、第三十一条第一項若しくは第三十一条の二の注文者又は第一項から第五項までの請負人が第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二又は第一項から第五項までの規定に基づく措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

参照条文－労働安全衛生法（罰則）

第 120 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 3 項若しくは第 4 項、第 15 条の 2 第 1 項、第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 25 条の 2 第 2 項（第 30 条の 3 第 5 項において準用する場合を含む。）、第 26 条、第 30 条第 1 項若しくは第 4 項、第 30 条の 2 第 1 項若しくは第 4 項、第 32 条第 1 項から第 6 項まで、第 33 条第 3 項、第 40 条第 2 項、第 44 条第 5 項、第 44 条の 2 第 6 項、第 45 条第 1 項若しくは第 2 項、第 57 条の 4 第 1 項、第 59 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 61 条第 2 項、第 66 条第 1 項から第 3 項まで、第 66 条の 3、第 66 条の 6、第 66 条の 8 の 2 第 1 項、第 66 条の 8 の 4 第 1 項、第 87 条第 6 項、第 88 条第 1 項から第 4 項まで、第 101 条第 1 項又は第 103 条第 1 項の規定に違反した者

（以下略）